

部活動における適切な休養日の設定に係るご協力のお願い

長崎県教育庁体育保健課

長崎県教育委員会では、平成30年10月、運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されることなどを目的に「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を別紙のとおり策定し、休養日については、更なる徹底が図られるよう基準として定めました。

なお、家庭の日（毎月第3日曜日）については、家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするとの趣旨を踏まえ、ノ一部活動デーなど休養日に設定することとしております。

また、学校閉庁日（令和4年度基準日：令和4年8月10日～15日）の期間中についても、部活動は原則行わないとなっておりますので、大会設定等においてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

家庭の日及び学校閉庁日が大会期間に含まれる場合、後援等名義使用について承諾できない場合もありますので、ご留意願います。